

寮生・教職員に感染者が発生した場合の対応の考え方

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、また、我々が闘うべき相手は、人ではなくウイルスであり、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されず、相手を思いやる気持ちを持ち、県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとること。

寮生・教職員に感染者が発生した場合の対応手順

PCR検査等の結果を受けた寮生・教職員からの連絡により、
感染の発生が判明

感染の発生を、管理職に報告する

(担当部署 (県立高校の場合は高等学校課、私立学校の場合は総合教育推進課) へ報告する)

学校の対応

- 学校の休校措置 (説明文書の配布など)
- 保健所からの依頼に対応する。
- ・感染者の行動の情報収集 など
- 保健所の指示により、寮内・校内の消毒を実施する。
- 感染者の入院に対応する。
(感染者の保護者への連絡)

陽性者は保健所の指示に従い

- ・医療機関に入院
- ・宿泊療養施設に隔離
- ・寮に隔離

のいずれかの対応

他の寮生も保健所の指示に従ってPCR検査等を受ける

陽性とされた寮生

陰性とされた寮生

消毒後の寮又は宿泊施設 (セミナーハウス等) を活用して生活し、一定期間の健康観察を行う。